5　１の欄は、次によること。

⑴　住所の欄は、日本工業規格ＪＩＳ　Ｘ0401及びＸ0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード（以下この別表において「都道府県コード」という。）、郵便番号並びに住所（申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地）を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

⑵　申請者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。

⑶　氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。ただし、申請者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

⑷　代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

6　法第27条の20第２項第１号への該当の有無について、該当する□にレ印を付けること。

7　３の欄は、次によること。

⑴　①の欄は、登録を受けようとする無線局の無線設備の規格について施行規則第17条各号のうちいずれかの無線局の無線設備の規格を記載すること。

⑵　②の欄は、次によること。

ア　移動しない無線局にあつては、登録を受けようとする無線局の無線設備の設置場所を「何県何市何町〇―〇―〇何内」のように記載し、併せて空中線の位置の緯度及び経度をそれぞれ度、分及び秒をもつて「35.25.47」のように記載すること。ただし、施行規則第16条第１号に規定する無線局にあつては、「何県何市何町〇―〇―〇何内」のように記載することとし、空中線の位置の緯度及び経度の記載は要しない。

イ　移動する無線局にあつては、移動範囲を記載することとし、「東京都及び神奈川県」のように記載すること。

⑶　③の欄は、次によること。

ア　周波数及び周波数ごとの空中線電力を記載すること。

イ　周波数については、使用する周波数を記載すること。

ウ　空中線電力については、使用する無線設備が送信に際して使用できる最大の空中線電力を記載すること。

⑷　④の欄及び⑤の欄は、現に登録を受けている無線局について記載すること。

⑸　⑥の欄は、施行規則第９条の規定による登録の有効期間を希望する場合に限り、その期間を記載すること。

⑹　⑦の欄は、次によること。

ア　２の欄が「有」に該当する場合は、その内容について記載すること。

イ　その他必要な事項がある場合は、その内容について記載すること。

8　法第103条の２第14項に該当する場合は、記載を要しない。